

第2章 施策の大綱

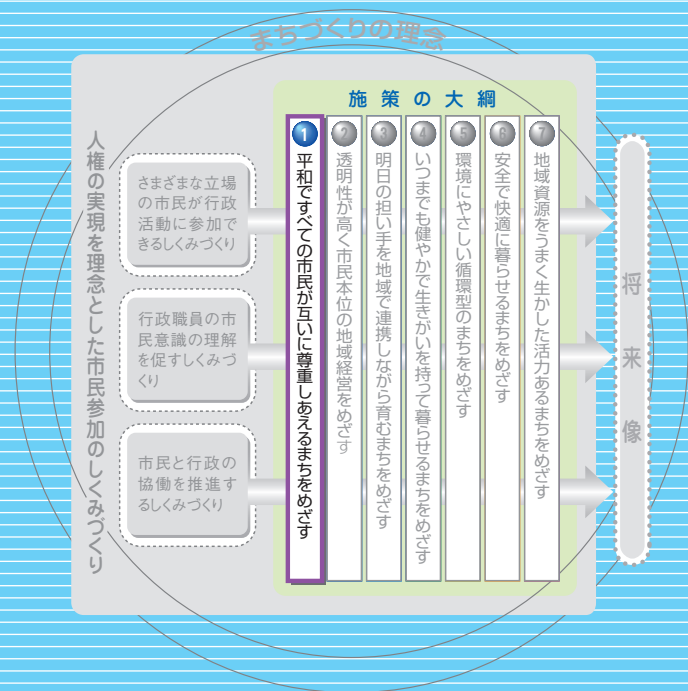




第2章 施策の大綱

第1節

平和ですべての市民が
互いに尊重しあえる
まちをめざす



1 平和を希求する多文化共生のまちづくり

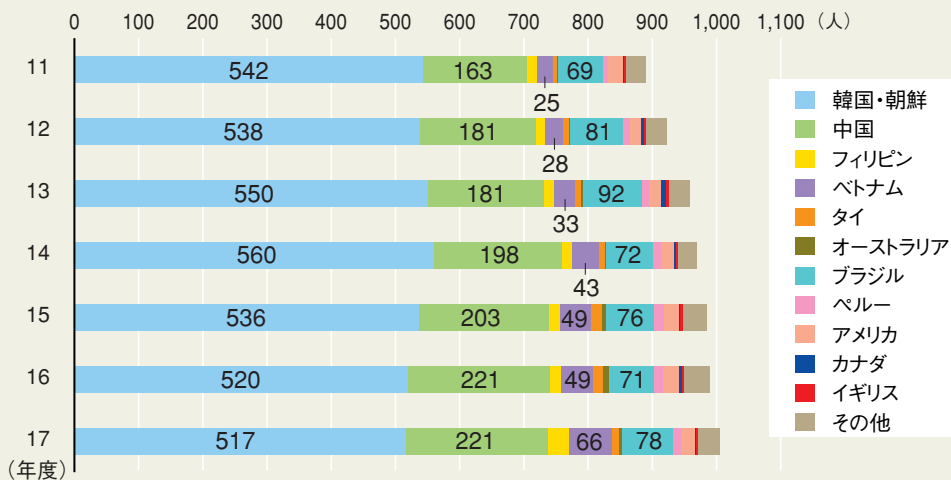
■ 時代潮流と背景

- 国境を越えた交通網の充実や情報通信技術の発展に伴い、社会や経済の一体化が地球規模で急速に進展しています。
- 海外との往来が増加するとともに、我が国における在住する外国人も増加傾向にあります。
- 一方で依然として紛争中の国などが存在し、また途上国での飢餓や貧困問題が解消に向かわないなど、いまだ平和の実現はできていません。

■ 富田林の現状と課題

- さまざまな国などからの外国人市民が暮らしており、互いの文化を認め合い、対等な立場で、地域の構成員としてともに生きる多文化共生の地域づくりが求められています。
- 姉妹都市を中心に進めてきた国際交流の活動を、幅広く進めています。
- 非核平和都市宣言を掲げ、平和に向けた取組みを継続し、被爆国の市民として一人ひとりが平和への気運を高めていくことが求められています。

外国人登録者数



方向と目標

<方 向>

- 非核平和都市宣言を掲げた、地球市民の一員として、恒久平和を訴えるとともに、多文化共生の住みやすいまちづくりを進めます。

<目 標>

- 一人ひとりの命と暮らしが安全に保障される社会や紛争のない世界が実現するよう、平和を希求する市民が増えています。
- 市民と外国人との共生の考え方が定着し、外国人市民が暮らしやすさを感じるここのできる生活環境が整っています。

目標を実現するための施策

① 平和活動の推進

- 紛争の絶えない世界の現実を理解しながら、日本国憲法や市民憲章をまもり、世界平和の実現を自分たち自身の問題、課題であると考え、自身のできる範囲で活動や貢献ができる市民がひとりでも増えるように取り組みます。

② 多文化共生のまちづくり

- 在住または訪れた人が快適で安心な生活や活動ができるよう、多文化共生に対応したまちづくりを進めるとともに、さまざまな文化的背景を持った人々との交流の機会を通じて市民一人ひとりが世界に視野を広げ、ともに理解しあえるような地域社会づくりを進めます。

① 平和活動の推進

施策の現状

- 非核平和都市宣言を掲げ、平和を考える戦争展の開催や広島平和記念式典に参列する親子平和の旅などを実施し、平和の尊さやいのちの大切さについての啓発に取り組んでいます。

これからの施策

これからの施策	施策の行動指針
<ul style="list-style-type: none">• 市民が主体的に参加できる平和学習の機会を提供します。	市民が主役のまちを実現する
<ul style="list-style-type: none">• 平和教育を推進し、学校教育、生涯学習においても関係機関との連携を強化します。• 非核平和都市宣言活動の輪を広げ、全国の自治体と連携を強めます。	市民ニーズに対応し横断的に進める
<ul style="list-style-type: none">• 平和活動を推進する市民グループとの連携を図り、その活動を支援します。	地域のつながりを活かす
<ul style="list-style-type: none">• 戦争体験者による講演会、戦争に関する資料の収集や展示などを行います。	資源循環を推進する
	透明性が高く効率的な行財政づくりを進める

② 多文化共生のまちづくり

施策の現状

- 姉妹都市交流などの交流活動の推進により、市民の国際感覚の醸成と多文化理解の向上に努めています。
- とんだばやし国際交流協会を設立し、市民が主体となり日本語よみかき教室や外国人相談などの事業を通じて多文化共生のまちづくりに取り組んでいます。

これからの施策

これからの施策	施策の行動指針
<ul style="list-style-type: none">市民の幅広い参加を得ながら、市民主体の国際交流を進め、一人ひとりの多文化理解を深めます。	市民が主役のまちを実現する
<ul style="list-style-type: none">ユニバーサルデザイン^{※1}の視点から生活情報全般にわたって多言語やさしい日本語による情報提供に努めます。これからの時代を担う子どもに対して、多文化理解のための教育を行います。外国人市民のニーズの把握に努めます。地域における多文化共生を推進するため、多文化共生推進プランの策定を検討します。	市民ニーズに対応し横断的に進める
<ul style="list-style-type: none">日本語教室や外国語講座を通じ市民の多文化理解を深め、地域や企業と連携し、相互交流を深めます。とんだばやし国際交流協会、富田林バスレーム姉妹都市協会との連携を推進します。	地域のつながりを活かす
<ul style="list-style-type: none">外国語講座や多文化理解講座などを通じ、通訳ボランティアなどへの市民参加を促進します。	資源循環を推進する
	透明性が高く効率的な行財政づくりを進める

※1 年齢や身体能力に関わりなくすべての生活者に適合するデザイン。

2 だれもが平等で尊重されるまちづくり

■ 時代潮流と背景

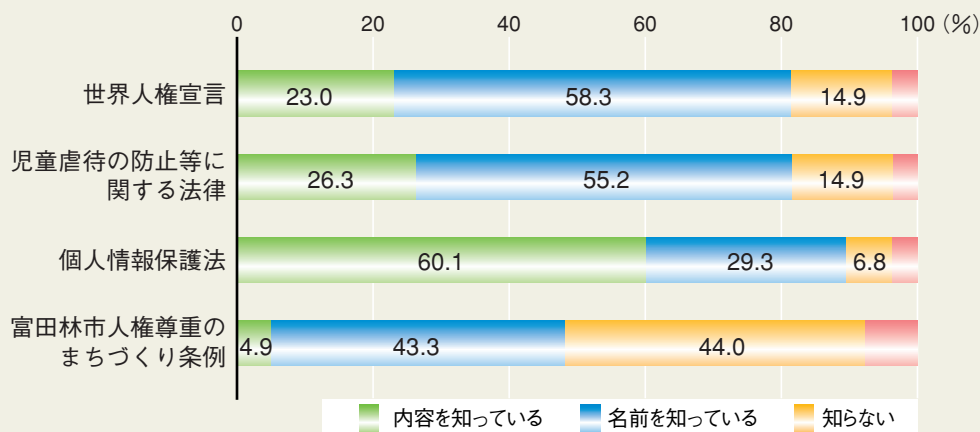
- 基本的人権は、日本国憲法で、侵すことのできない永久の権利として規定されています。また、世界平和と秩序のキーワードが人権であるとの理念のもと、世界人権宣言が採択され、人権に対して国際的な取組みが行われています。
- 障害の有無や性別、国籍、文化、出生、年齢の違いなど、人権に係る社会問題が広く存在するなかで、近年では児童虐待やドメスティックバイオレンス^{*1}、AIDS、ハンセン病患者、犯罪被害者などとその家族の人権に係る問題が多様化しています。
- まちづくりの第一歩として、今一度、人の命の重みを感じ、互いの人権を尊重しあえる地域社会を形成していくことが求められます。
- 社会情勢の変化に伴い、インターネットを利用した人権侵害など情報化社会における新たな課題が生じてきています。

■ 富田林の現状と課題

- 人権に関する世界の潮流や国や府の動向を踏まえつつ、さまざまな人権問題に対して、市民の正しい理解と認識を深めながら、差別のない明るいまちづくりをめざした取組みを実施しています。
- 人権に係る問題が多様化、複雑化するなかで、その原因と対策を的確に捉え、関係機関との連携を図り、横断的に対応を進めていく必要があります。

人権に関する条例、法律、宣言の認知状況

(人権に関する市民意識調査報告 平成18年12月)



※1 夫や恋人からの暴力。

方向と目標

<方 向>

- 一人ひとりが尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる、潤いのある豊かなまちの実現をめざします。

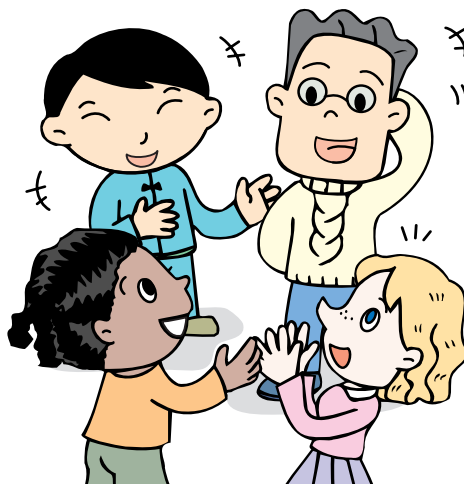
<目 標>

- 障害の有無や性別、国籍、文化、出生、年齢などの違いを超えて、だれもが参加、協働できる社会が形成されています。
- 個人の選択に応じたさまざまな価値観や生き方が尊重され、市民それぞれの個性と能力が輝く、人権が尊重されるまちが実現しています。

目標を実現するための施策

① 人権の尊重と実現

- すべての市民が互いに理解し尊重しあえるよう意識を高めていくとともに、各人がそれぞれの個性や能力を活かしながら自己実現を達成できるように、活躍の場や機会づくりを進めます。



① 人権の尊重と実現

施策の現状

- 人権が尊重される潤いのある豊かなまちの実現をめざす人権尊重のまちづくり条例の趣旨を踏まえながら、人権擁護や人権教育の充実、学習機会の拡大などに努め、人権課題への取組みを進めています。

これからの施策

これからの施策	施策の行動指針
<ul style="list-style-type: none">• 豊かな人権感覚を育んでいくための人権啓発や教育、学習の機会の充実を図ります。• 市民が利用しやすいように人権相談の充実を図ります。• さまざまな人権課題の解決に向けた人権施策の基本的な計画を策定します。	市民が主役のまちを実現する
<ul style="list-style-type: none">• 市民の意識やニーズの的確な把握を行い、同和問題をはじめ、あらゆる人権課題に対する取組みを進め、関係機関との連携を強化します。	市民ニーズに対応し横断的に進める
<ul style="list-style-type: none">• 家庭や学校、地域、企業などと協力し、人権教育や学習機会の充実や相談活動のネットワークの構築に努めます。	地域のつながりを活かす
<ul style="list-style-type: none">• 地域における人権啓発リーダーの養成やさまざまな人権問題に取り組む活動を支援します。	資源循環を推進する
	透明性が高く効率的な行財政づくりを進める

日本国憲法 (抜粋) (昭和21年11月3日)

- **第九条** 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- **第十一条** 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。
- **第十二条** この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。
- **第十三条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- **第十四条** すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

世界人権宣言は30条から成り、この宣言を実現するため条約として定められたのが国際人権規約です。国際人権規約は「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)」から成り、1966年に国際連合で採択され、日本は1979年6月に批准しました。日本国憲法第98条では、日本国が締結した条約及び確立された国際法規はこれを誠実に遵守することが定められています。

世界人権宣言 (抜粋) (1948年12月10日国連総会にて採択)

- **第1条(自由平等)**
すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない。
- **第2条(権利と自由の享有に関する無差別待遇)**
すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。
- **第3条(生存、自由、身体の安全)**
すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。
- **第6条(法の下に人としての承認)**
すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。
- **第7条(法の下における平等)**
すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

3 男女共同参画社会の形成

■ 時代潮流と背景

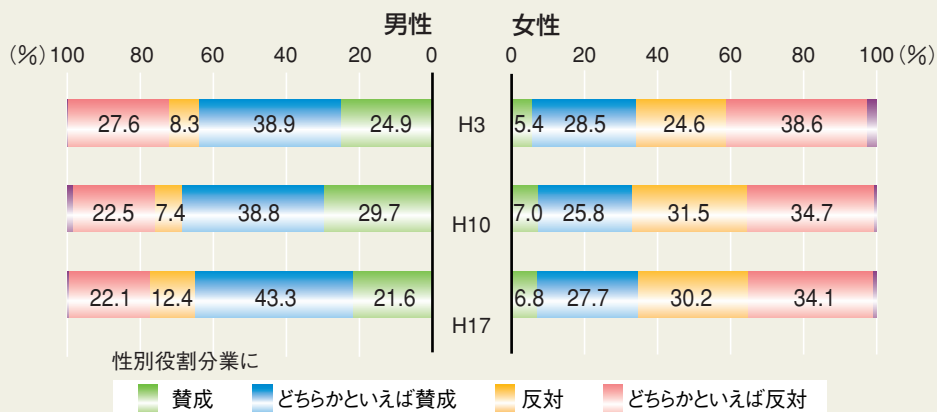
- 国際社会における男女平等達成のための動きと連動し、国においても男女雇用機会均等法、育児休業法、パートタイム労働法などの法整備が行われてきました。
- 少子高齢化の進行や国内の社会経済情勢の急速な変化に対応するためにも、女性も男性も互いにその人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会にとって最重要課題と位置づけられ、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されました。
- 平成17年には第2次男女共同参画基本計画が決定され、政策や方針決定過程への女性の参画の拡大や仕事と家庭の両立支援などが重点事項として進められています。

■ 富田市の現状と課題

- 男女共同参画施策推進本部を設置し、男女共同参画社会の実現をめざす女性行動計画ウィズプランを実施してきましたが、さらなる男女共同参画の推進を図るため、新たな男女共同参画計画を策定しています。
- 女性の地位向上とあらゆる機会において社会参画が促進されるよう、活動拠点としての女性交流室ウィズを運営し、女性のための相談体制を整備しています。
- 少子高齢化などさまざまな課題を解決し、活力ある社会を実現していくためにも、男女共同参画への取組みが一層求められます。

性別役割分業意識調査

(男女共同参画に関する市民意識調査報告)



方向と目標

<方 向>

- 性別に関わらず、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の形成をめざします。

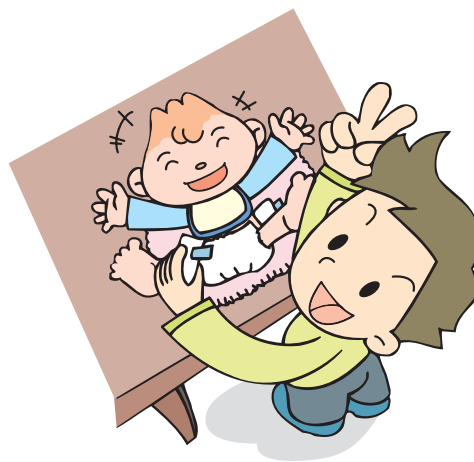
<目 標>

- 男女が互いの協力と社会の支援のもとで、子育てや家族の介護、家庭生活、地域活動、職場など、暮らしのさまざまな場面において対等に参画し、能力を発揮する機会が確保されています。

目標を実現するための施策

① 男女共同参画社会の形成

- 子育てや家事、仕事、社会活動など日常生活やライフステージ^{*1}のさまざまな場面において、男性と女性が互いを尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、ともに社会に参画する機会が確保され、その力を充分活かせるような社会づくりを進めます。



※1 人の人生を少年期、青年期、壮年期、老年期などに区切ったそれぞれの段階。

① 男女共同参画社会の形成

施策の現状

- 男女が性別にとらわれず、互いの人権を尊重し、その個性と能力を充分発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして、意識の啓発や情報の提供に努めています。
- 女性の地位向上とあらゆる機会において社会参画が促進されるよう、リーダー養成講座の開催や市民と協働でフォーラムなどを実施しています。
- 活動拠点としての、女性交流室ウィズの運営や女性のための相談体制の充実を図っています。

これからの施策

これからの施策	施策の行動指針
<ul style="list-style-type: none">男女が社会の対等なパートナーとして、まちづくりや地域活動における方針の立案から決定、実施にいたるまで、参画することができる機会が確保されるよう環境整備を行います。男女共同参画社会実現のための男女共同参画計画に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進します。	市民が主役のまちを実現する
<ul style="list-style-type: none">家庭や学校、職場など地域社会のあらゆる場面において、女性の社会参画や健康の保持増進をめざして、関係機関との連携を図ります。配偶者などの暴力による女性被害者を支援するため、関係機関との連携を図るとともに、相談、カウンセリングなどの充実を図ります。	市民ニーズに対応し横断的に進める
<ul style="list-style-type: none">地域社会への男女の積極的な参画を促進するため、ボランティア、NPOなどの活性化を図り、情報提供やネットワークづくりを進めます。男女が生涯を通して、充実した生活を送ることができるように、男女平等意識の啓発や仕事と育児、介護などが安心して両立できる環境整備を図ります。	地域のつながりを活かす
<ul style="list-style-type: none">あらゆる分野への女性の社会参画を促進するため、男女共同参画リーダー養成講座の実施や各種研修会への参加及び活動のための支援など、積極的に地域や職場での人材育成を推進します。	資源循環を推進する
	透明性が高く効率的な行財政づくりを進める